

(参考) 特区民泊・簡易宿所(旅館業法)・新法民泊の比較

	特区民泊 (国家戦略特別区域法)	簡易宿所 (旅館業法)	新法民泊 (住宅宿泊事業法)
宿泊日数	2泊3日以上	1泊から営業可	1日単位で貸し出し 年間180日以内
居室の面積	25㎡以上	6.6㎡以上 (1人あたりの床面積3.3㎡以上)	1人あたりの床面積3.3㎡以上
衛生設備	台所、浴室、便所 及び洗面	浴室、便所及び洗面	台所、浴室、便所及び洗面
玄関帳場 (フロント)	必要なし (映像確認等で可)	必要あり 近隣に玄関帳場代替も可 (33㎡未満)	なし
申請方法	事業者が同一なら、棟毎に申請 認定事務	1室毎に申請 許可事務	届出 (家主居住型、家主不在型)
建築基準法上の用途	一戸建ての住宅、共同住宅で可	ホテル又は旅館 (100㎡を超える場合はホテル旅館への用途変更が必要)	一戸建ての住宅、共同住宅で可
用途地域	住居専用地域、工業専用地域、工業地域は不可 (区域計画で規定)	住居専用地域、工業専用地域、工業地域は不可	工業専用地域では不可